

4月25日 南富良野町長選挙投票日

南富良野町長の任期満了に伴う町長選挙が4月25日に行われます。

4年に一度のこの選挙は、我がまち「南富良野」の進路を決める大切なものです。一人ひとりの大切な一票を無駄にすることなく、みんなで投票しましょう。

選挙の日程 告示日 4月20日(火) 投票日 4月25日(日)

投票できる人

- ▶ 年 齢・・・昭和59年4月26日までに生れた人
- ▶ 住 所・・・平成16年1月19日現在で本町の住民基本台帳に登録されている人
- ▶ 転出した人・・・町外へ転出した人は投票できません。

選挙権は、住民登録が基本となりますが、住民票があるだけで住所(生活の根拠)がない人が多くいます。例えば、学生で自宅から通学できず他市町村に下宿している場合や就職のために他市町村で寮生活をしている人など、「現に生活しているところ」が町外の人、住民登録をしていても選挙人名簿には登録されず、投票することができません。

投票時間

投票所を閉める時間は投票区によって違いますので、間違わないよう投票してください。

北落合・落合・金山・下金山地区(第1・2・4・5投票区)・・・午前7時から午後7時まで
幾寅・東鹿越地区(第3投票区)・・・・・・・・・・・・・・午前7時から午後8時まで

期日前投票制度が創設されました

「期日前投票」とは？

選挙は、選挙期日(投票日)に投票所で投票することを原則としていますが、期日前投票制度は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じく投票することができる(つまり、投票用紙を直接投票箱に入れることができる)仕組みです。

対象となる投票

従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票が対象となります。

投票対象者

選挙期日に仕事や用務があるなど現行の不在者投票事由に該当すると見込まれる者です。したがって、投票の際には、現行の不在者投票と同じく一定の事由(現行の不在者投票事由と同じ)に該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要となります。

投票期間 4月21日(水)から4月24日(土)まで

選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日までの間です。この点、従来の不在者投票の投票期間(選挙期日の告示日から選挙期日の前日までの間)から変更がなされているので注意が必要です。

投票場所 役場内 選挙管理委員会

各市区町村に1箇所以上設けられる「期日前投票所」です。

投票時間 午前8時30分から午後8時00分まで

従来の不在者投票と同じく、午前8時30分から午後8時までとなります。



投票手続

期日前投票は、選挙期日の投票所における投票と同じく確定投票となるため、基本的な手続きは選挙期日の投票所における投票と同じです。

投票権認定の時期

選挙権の有無は、期日前投票を行う日に認定され、これにより選挙期日前であっても投票用紙を直接投票箱に入れることが可能となるものです。したがって、期日前投票を行った後に、他市町村への移転、死亡などの事由が発生して選挙権を失ったとしても、有効な投票として取り扱われることとなります。

名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票は、原則として期日前投票に移行するので、従来の不在者投票はなくなりますが、名簿登録地の市区町村以外の市区町村の選挙管理委員会や病院、老人ホームなどにおける不在者投票については従来どおり行われることとなります。

お問い合わせ先 南富良野町選挙管理委員会事務局(役場総務課内) ☎ 52-2112